

令和3年第6回 土浦市農業委員会総会議事録

1 開会の日時および場所

令和3年6月14日（月） 午後2時
301, 302会議室

2 議事日程

報告第21号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について

報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第21号 農地法第3条の規定による権利の設定・移動の許可について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について

議案第23号 農業振興地域整備計画変更に関する意見について

議案第24号 農用地利用集積計画について

3 出席した委員

1番 萩島一郎	2番 飯塚利之	3番 浅野均
4番 塙佳樹	5番 柴沼栄	7番 飯島栄
8番 高野三郎	9番 川村剛久	11番 井沢清
12番 高橋弘一		

4 欠席委員

6番 菅谷幸治 10番 栗原敦子

5 説明のため出席した者

事務局長 羽成信明 局長補佐兼農地係長 坂本直親 主任 中村裕一
主幹 圓城寺陽一

6 総会の大要

午後2時50分閉会

議 長	<p>只今、出席委員は10名で総会は成立いたしました。</p> <p>よって、これより、令和3年第6回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の欠席委員を申し上げます。6番菅谷委員、10番栗原委員、以上2名の方が欠席となります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、7番飯島委員、8番高野委員、以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項について住所・氏名・所在等については発言しないようお願ひいたします。</p> <p>なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>報告第21号「農地法第5条届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>報告に入る前に申し上げます。今月総会分から既存のシステムに代わり、国で提供しております全国統一システム「農地ナビ」にて作成しております。</p> <p>レイアウト等変更になり委員の皆様にはご不便おかけしますがよろしくお願ひいたします。</p>
	(報告第21号について議案書の通り報告)
議 長	<p>只今の報告について質問ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
	<p>異議なしということで、報告第21号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第22号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第22号について議案書の通り報告)
議 長	只今の報告について、質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、報告第22号については原案通り承認します。
それでは議案に入ります。

議案第21号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を上程いたします。2番 飯塚委員から説明をお願いします。

飯塚 委員

2番 飯塚です。議案第21号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を説明いたします。去る6月3日、浅野委員、高野委員、私と事務局2名で調査を行いました。

1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田1筆2, 023m²、譲受事由は譲渡人の要望により、譲渡事由は耕作できないため売買による所有権移転です。作付予定作物は水稻です。

2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠9筆13, 023m²、譲渡事由は譲渡人の要望により譲渡事由は耕作できないため、売買による所有権移転です。作付予定作物は甘藷です。

1番と2番の譲受人は土建業を兼業しているため、年内中には雑木などを処理して来年5月までの作付けには間に合わせたいと説明しています。

以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

只今、飯塚委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、議案第21号については原案通り承認します。

次に議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」を上程いたします。

3番 浅野委員から説明をお願いします。

浅野 委員

3番 浅野です。議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」を説明いたします。去る6月3日、飯塚委員、高野委員、私と事務局2名で調査を行いました。

1番譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠1筆1, 200m²、転用目的は申請地へ太陽光発電設備を設定するため、賃借権の設定になります。農地区分は第2種農地になります。

2番譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠5筆2, 227, 37m²利用目的は申請地を駐車場及び資材置場として利用するため、賃借権の設定になります。農地区分は第3種農地になります。

3番譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載の通りです。田2筆1, 130

議長

m²利用目的は申請地へ太陽光発電設備を設置するため、賃借権の設定になります。農地区分は第2種農地です。

以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

只今、浅野委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。

(異議なしの声あり)

無ければ、議案第22号については原案通り承認します。

次に議案第23号「農業振興地域設備計画変更に関する意見について」を上程いたします。

8番、高野委員から説明をお願いいたします。

高野委員

8番高野です。議案第23号「農業振興地域設備計画変更に関する意見について」を説明いたします。去る6月3日、飯塚委員、浅野委員、私と事務局2名で調査を行いました。

土浦農業振興地域設備計画を変更することについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、土浦市長より意見を求められました。

変更内容は農用地区域からの除外、変更する土地及び事業者は議案書記載のとおりです。除外後の農地区分は甲種農地です。違反状態の是正申請となり、農林水産課の見解としては、縁辺部であり、周辺農地への影響も無いことから、農用地区域から除外することについては「やむを得ない」とのことです。

以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

只今、高野委員から説明がございました。

農林水産課の方からの意見も聞きたい。

農林水産課

申請者はユニットハウスを製造・販売する事業者であり、平成21年6月に阿見町から中都町二丁目に移転して事業を開始しています。申請場所は、申請者が移転してくる前までは畑、養豚の堆肥場として使用されていたとのことです。会社移転後は、製品を一時的に保管するのみで、主だった使い方等は無かったと聞いています。

近年ユニットハウスの需要が伸びており、製品の保管場所が無くなってしまったことから、申請場所に製品や資材を置くようになったとのことです。事業拡大に伴う事業計画の見直しを行っていたところ、申請地が農地であり、所有権が移転できずに十数年間放置されていたことが判明しました。

今後もユニットハウスの需要が衰える見込みが無いため、違反状態を是正

	して引き続き事業で使えるようにしたいとの事です。
埼 委 員	申請者はこの場所に15、6年前に廃棄物を埋めている。写真で山になっているところは残土ではないのか。以前はガラス等が置いてあった。
農林水産課	現在はユニットハウスのみで、残土は無く平らになってるはずです。
事 務 局	意見書で異議ありとなった場合はどのような流れになるのでしょうか。
農林水産課	農業委員会から異議ありということであれば、県にその意見を伝え、除外を進めていいか判断を仰ぎます。農業委員会の意見をもって除外しないということではありません。
事 務 局	過去畜産施設であったこと、市の説明の中で堆肥置場であったということを踏まえると、農業用施設用地としての位置付けではないですか。それとも農用地区域からすでに外したエリアなのですか。農業用施設用地であれば、資材置場としての拡張は不可能だと思います。
農林水産課	現在は資材置場になっているので、農業用施設としては考えていません。
事 務 局	それは過去に除外の手続きはしてあったという認識で良いのでしょうか。
農林水産課	確認します。
事 務 局	確認してください。除外していなかった場合は、農業用施設として指導するしかないと私は思います。
議 長	<p>どのような形で農地転用申請をしてくるか分からぬが、農業委員会として転用基準に照らし合わせて問題なければ許可はする。この場は意見なので異議ありでも構わない。もう少し検討してくれても良い。</p> <p>本来ならば違反転用なので、原状回復してからその後転用申請をする。農用地区域は、国の予算で基盤を調整した地域なので、転用は難しい。本件は残土や物まで置いているので、そういう問題を解決してもらわないと、許可することは難しい。それでどうか。農業委員会からの意見を伝え、その後どうするかは申請者で検討してもらう。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議もないようなので、農振除外に関しては、今言ったような意見を出します。</p> <p>次に議案第24号「農用地利用集積計画について」を上程いたします。議案第24号について事務局から説明願います。</p>

事務局	議案第24号について説明いたします。今月は3件あります。 1番については、茨城県農林振興公社の中間管理事業による権利設定になつております。 その他、詳細は議案書通りになりますのでご審議お願ひいたします。
議長	その他、質問ございませんか。 (異議なしの声あり) 無いようでしたら議案第24号については原案通り承認いたします。 以上で令和3年第6回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。

令和3年6月14日

議長

署名人

7番

8番